

岐阜県ぎふっこ育児サポート事業運営業務委託 プロポーザル公募要領

【留意事項】

令和 8 年第 1 回岐阜県議会定例会において本事業に係る令和 8 年度当初予算が可決成立しない場合は、今回の企画提案による業務は実施しませんので、予め御承知願います。

なお、このことに伴い、プロポーザル参加者において損害が生じた場合にあっては、県ではその損害について一切負担しません。

第 1 事業の趣旨・目的

物価高騰下における育児負担を軽減するため、育児支援サービスの利用や育児用品の購入に使用できる電子クーポンを発行する「岐阜県ぎふっこ育児サポート事業」を実施します。

本事業の実施に当たっては、事業開始に向けた準備業務のほか、電子クーポン発行対象者への広報、加盟店の募集・登録、電子クーポン発行申請の審査及びクーポン発行、事業者への支払業務等を総合的に管理する事務局を設置します。

つきましては、この事務局運営業務を委託するに当たり、業務内容、プロポーザルの参加要件及び委託事業者の選定手続について、本公募要領により定めます。

第 2 募集の内容

1 業務名

岐阜県ぎふっこ育児サポート事業運営業務委託

2 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

3 委託業務期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

4 委託費の上限額

89,185,254 円（消費税及び地方消費税を含む）

第 3 プロポーザルに係る事項

1 参加者要件

プロポーザルに参加できる者は、本業務を効果的かつ効率的に実施できる法人その他団体（以下「法人等」という。）であって、下記①から⑨までのすべての要件を満たしていることとします。

なお、共同体での参加は認めません。

- ① 日本国内に本社、本店、支店または活動拠点を置いている法人等であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ③ 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

⑤ プロポーザル評価会議の日において、岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。

⑥ 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの間に受けていないこと。

⑦ 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの間に受けていないこと。

⑧ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。

⑨ 地方自治法第243条の2に基づく指定公金事務取扱者として指定できる要件を満たす者であること。

※本契約の締結に当たっては、地方自治法第243条の2に基づく「指定公金事務取扱者」の指定を検討しており、また本指定の要件への適合性については、第3 3（5）②により提出された書類を基に審査します。

そのため、指定公金事務取扱者として適当でないと認められる場合は、プロポーザルに参加できないことがあります。

2 企画提案書の作成

「第2 募集の内容」の仕様に従い、下記の項目について様式1に沿って作成してください。

（1）事務局運営業務の内容

① 運営業務実施体制

本業務に従事する社員および運営スタッフ等の体制について、業務処理における人員配置や担当業務の内容、利用者からの申請が集中すると思われる時期の対応を含め、具体的に記載してください。

② システムの概要

・プラットフォームの構成方針

利便性が高く、想定するアクセス集中期の負荷に耐えられるプラットフォームとなるよう、その構成について説明してください。

・インターネット非対応者等への対応

スマートフォンを所持していない利用者等が電子クーポンを利用できる仕組みと、運用の流れを説明してください。

・情報セキュリティ対策

利用者情報・加盟店情報・電子クーポン利用情報を安全に取り扱うための対策、アクセス権の管理方法、不正利用防止策など、セキュリティレベルを明確にしてください。

③ 加盟店募集・周知計画

申請受付開始までに加盟店をどのように募集するか、その方法および周知計画を示してください。

④ 利用者からの申請受付・審査・クーポンの発行

利用者からの申請から電子クーポンの発行まで、円滑に対応するための対応方

針を示してください。

⑤ 運営スケジュール

契約締結から電子クーポン利用期限到来までの具体的なスケジュール案を示してください。

⑥ 広報の方法

電子クーポン発行対象者に対し漏れなく情報が行き届くような広報案を示してください。

⑦ 利用者及び加盟店等からの問合せ対応

利用者及び加盟店等からの問合せについて、円滑に対応するための対応方針を示してください。

⑧ その他

その他、事業の実施に際し、提案したい事項がある場合は記載してください。

(2) 業務を実施するにあたっての貴法人の特色及び優位性

本業務を実施する上で、他の法人と比較した優位性があればご記入ください。
また、本事業に類する契約実績があれば記載してください。

(3) 提案金額（消費税及び地方消費税相当額を含めた金額）

3 プロポーザルの手続等

(1) スケジュール

項 目	日 程
① 公募要領等の公表・配布	令和8年3月12日(木)～令和8年4月7日(火)
② 公募要領等に関する質問書の受付	令和8年3月12日(木)～令和8年4月7日(火)
③ プロポーザル参加申込書の受付	令和8年3月12日(木)～令和8年4月7日(火)
④ 企画提案書の受付	令和8年3月12日(木)～令和8年4月14日(火)
⑤ プロポーザル評価会議	令和8年4月中（予定）
⑥ 評価結果の通知・公表	令和8年4月中（予定）

※配布及び受付日は、県の機関の休日を除く。

(2) 公募要領等の配布期間

令和8年3月12日(木)～令和8年4月7日(火)

休日を除く平日の午前8時30分～午後5時15分

(3) 公募要領等の配布場所

岐阜県庁ホームページ「トップ／ 入札・公売／入札公告（WTO案件以外）／公募型プロポーザル」

(https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/search/search.php?search_bid_kwd=&ctg%5B%5D=5&sec02=0&sec01=0&date1=&date2=&search=1) よりダウンロードください。

※ダウンロードができない場合は、岐阜県子育て支援課あてご連絡ください。

(4) 公募要領等に係る質問書の受付及び回答の公表

① 質問書提出方法

プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、質問書（別添1）を岐阜県子育て支援課あてにFAX、電子メール（ファイル形式は、Microsoft Wordとしてください。）又は郵送にて提出してください。

② 回答方法

質問に対する回答は、令和8年4月10日(金)までに、上記ホームページ上にて公表します。

(5) プロポーザル参加申込書の提出方法

① 受付期間

令和8年3月12日(木)～令和8年4月7日(火)

② 提出書類

- ・参加申込書（別添2）
- ・直近3事業年度の貸借対照表の写し
（地方自治法第243条の2第1項に規定する公金事務（以下「公金事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有することがわかる資料として）
- ・定款又は寄附行為、履歴事項全部証明書、本業務に類似する過去の契約実績が分かるもの、コンプライアンス規程、役員規程等の写し
（人的構成等に照らして、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有することがわかる資料として）
※提出できない書類がある場合は、参加申込前に子育て支援課へ連絡し、指示を受けてください。

③ 提出方法

- ・令和8年4月7日(火)午後5時15分までに持参、郵送又は電子メールのいずれかの方法で、子育て支援課に提出してください。
- ・持参の場合の受付時間は、休日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵便又は電子メールの場合は、締め切り日当日の午後5時15分までに岐阜県子育て支援課に到着したものを有効とします。
- ・郵送の場合、必ず「特定記録」としてください。
- ・郵送又は電子メールで提出する場合は、到達の有無を電話で確認してください。

(6) 企画提案書等、書類の提出方法

① 受付期間

令和8年3月12日(木)～令和8年4月14日(火)

② 提出書類

- ア 企画提案書（様式1）
- イ 法人概要書（様式2）
- ウ 誓約書（様式3）
- エ 提案金額の見積書（様式4）
- オ 社会的課題への取組み（様式5）

③ 提出部数（持参又は郵送の場合）

8部（原本1部、副本7部）

④ 提出方法

- ・令和8年4月14日(火)午後5時15分までに持参、郵送又は電子メールのいずれかの方法で、岐阜県子育て支援課に提出してください。
- ・持参の場合の受付時間は、休日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵便又は電子メールの場合は、締め切り日当日の午後5時15分までに子育て支援課に到着したものを有効とします。
- ・郵送の場合、必ず「特定記録」としてください。

・郵送又は電子メールで提出する場合は、到達の有無を電話で確認してください。

(7) プロポーザル参加に際しての注意事項

① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効となることがあります。

ア 評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。

イ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ 委託費の各上限を超える見積額の提案を行うこと。

カ 評価会議終了後に、参加資格を満たしていない事実が発覚した場合。

キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

③ 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出はできません。

④ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めません。

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥ 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

⑦ その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書等提出書類の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

イ 参加者は、企画提案書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとします。

ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成 12 年岐阜県条例第 56 号）に基づく情報公開請求の対象となります。

エ 企画提案書の提出後に辞退する場合は、評価会議開催日前日の午後 5 時 15 分までに、辞退届（様式自由）を岐阜県子育て支援課に持参、郵送又は電子メールにより提出してください。

(8) 見積書作成に当たっての注意事項

① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込額とします。

② 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含んだ総額とし、消費税及び地方消費税が含まれていることを明示するものとしてください。

第 4 評価に係る事項

1 評価方法

別に定める構成員により構成される「岐阜県ぎふっこ育児サポート事業運営業務委託プロポーザル評価会議」において、評価を行います。

2 評価会議

(1) 開催日時

令和8年4月中(予定)

(2) 開催場所

岐阜市内(未定)

(3) プロポーザルの所要時間

- ・プレゼンテーション 20分間

その後、構成員等からの質疑

※質問は事務局からも行います。

(4) 注意事項

- ・各提案者のプレゼンテーション開始時間等の詳細は、企画提案書提出後、別途連絡します。
- ・プレゼンテーションは企画提案書のみを使用して行うものとし、当日に新規資料を配布すること及びスライド機材等を使用することはできません。
- ・各提案者は、他の応募者のプロポーザル提案を傍聴することができません。
- ・指定の時間に遅れた場合には、評価対象といたしません。

3 評価項目及び評価内容

別紙のとおり

4 契約交渉の相手方の選定

(1) 選定方法

県が別に定める「岐阜県ぎふっこ育児サポート事業運営業務委託プロポーザル評価要領」に基づき、評価会議において次のとおり選定します。

ア 評価会議構成員において別紙の評価基準に基づき評価し、提案者ごとの合計点を比較して順位を付けます。

イ 順位点として、1位には提案者数と同一の点数(例えば、提案者数が5者であれば5点。)、2位以下には順に1点ずつ減じた点数を順位点として付与します。ただし、同順位の提案者が複数あるときは、当該順位点及びその下位にあって空位となる各順位の順位点の合計を、同順位の提案者数で除して得られる点数とします。

ウ 提案者ごとの順位点の合計を比較し、高い点の者から順位を付けます。

ただし、順位点の合計が同点の場合は提案金額が少ない者を高い順位とします。

なお、同点かつ提案金額が同額の場合は、同者らによるくじ引きにより決定します。

エ 最も順位が高い者を最優秀提案者として決定します。

オ 下記に該当する場合は、選定の対象としません。

- ・評価会議構成員の評価点上限の合計点の60%を基準点とし、評価点の合計点が基準点を満たさない場合。

(2) 提案者が1者の場合の取り扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果が上記(1)オのい

ずれにも該当しない場合は、当該提案者を最優秀提案者とします。

提案者がいない場合は、再度公募を行います。

5 評価結果の通知及び公表

評価結果は選定後、提案者に文書で通知するとともにホームページ上で公表します。

なお、電話等による問合せには応じません。

公表する内容は以下のとおりです。

- ① 最優秀提案者の名称及び評価点
- ② 全提案者の名称（申込順）
- ③ 全提案者の評価点及び順位点＊（得点順）
- ④ 最優秀提案者の選定理由
- ⑤ 評価会議構成員の氏名
- ⑥ 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由
- ⑦ 価格点及び提案金額＊

＊提案者が２者の場合には、提案者の競争上の地位に配慮し、③及び⑦は公表しないこととします。

第５ 契約の締結

選定した最優秀提案者と県とが協議し、本業務に係る仕様を確定させたいうで、その見積額及び内容を確認し、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、最優秀提案者と県との協議により必要に応じて内容を変更したいうで契約を締結するため、契約額は提案金額と同額になるとは限りません。

なお、選定した最優秀提案者と発注者との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において順位点が次に高い提案者（４（１）オのいずれにも該当しない者に限る）と協議を行うこととします。

最優秀提案者決定後、電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの希望の確認を行います。

電子契約による契約の締結を希望する場合、速やかに県あてに「電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書」をご提出ください。

第６ 業務の適正な実施に関する事項

1 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、本業務を効率的に行ううで必要な場合は、あらかじめ発注者と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

2 個人情報保護

受託者が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日号外法律第 57 号）、個人情報保護に関する法律施行令（平成 15 年 12 月 10 日号外政令第 507 号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護について、十分注意してください。

3 情報セキュリティ対策

受託者は、「岐阜県情報セキュリティ基本方針」、「岐阜県情報セキュリティ対策基準」

及び仕様書別記3「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守してください。

4 守秘義務

受託者は、本業務に当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、本業務終了後も同様とします。

5 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法その他の関係法令を遵守してください。

第7 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、発注者は契約の取消しができます。この場合、発注者に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、発注者及び受託者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を延滞なく提供することとします。

第8 その他

最優秀提案者が、岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」または「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

第9 問い合わせ先及び各種書類等の提出先

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号（県庁14階）

岐阜県子育て支援課

TEL：058-272-8077（直通）

FAX：058-278-2880

電子メールアドレス：c11236@pref.gifu.lg.jp

岐阜県ぎふっこ育児サポート事業運営業務委託プロポーザル評価基準

1 評価の方法について

企画提案の内容・実施能力等に関する評価

【評価点】（１５０点）＝ 【事業実施体制・運営点】（３０点）＋【事業の企画・実施点】（１１５点）
＋【社会的課題への取組み点】（５点）

2 採点について

下記の評価項目及び評価内容に基づき採点する（１５０点満点）。

なお、下記に該当する場合は選定の対象としない。

・評価会議構成員の評価点上限の合計点の６０％を基準点とし、評価点の合計点が基準点を満たさない場合。

1 事業実施体制・運営

評価項目		評価点				
		10点	8点	5点	2点	0点
①	仕様書に基づき、業務の目的及び内容を正しく理解し、必要な事項が提案されているか。	とても優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
②	過去の実績等から、業務の実施・運営を行う受託能力があるか。 また、十分な体制(人員等)が確保されているか。	とても優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
③	提案金額及びその積算内容は妥当か。	とても優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
小計		30点満点				

2 事業の企画・実施

評価項目		評価点				
		10点	8点	5点	2点	0点
④	運営スケジュールは、適切かつ円滑に実施できる具体的なものとなっているか。	とても優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
		15点	12点	7点	3点	0点
⑤	利用者、加盟店等からの問合せに円滑に対応する体制となっているか。	とても優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
⑥	加盟店の募集について、より多くの加盟店を募集できるだけの方策となっているか。	とても優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
⑦	電子クーポン発行対象者に対し漏れなく情報が行き届くような広報となっているか。	とても優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
		20点	15点	10点	5点	0点
⑧	利用者の申請からクーポン発行までスムーズに実施できる体制となっているか。	とても優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
⑨	プラットフォームについては、利用者の利便性が高く、またアクセス集中期の負荷に耐えられるものとなっているか。	とても優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
⑩	情報セキュリティ対策について、安全性が高いものとなっているか。	とても優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
小計		115点満点				

3 社会的課題への取組みに関する評価

評価項目		評価基準点			
⑪	仕事と家庭の両立	3	2	1	0
⑫	障がい者雇用	1		0	
⑬	若者の採用・育成	1		0	
小計		5点満点			

令和 年 月 日

岐阜県子ども・女性部子育て支援課長 様

岐 阜 県 ぎ っ こ 育 児 サ ポ ー ト 事 業 運 営 業 務 委 託 企 画 提 案 書

法 人 名 称 :

所 在 地 :

代 表 者 職 氏 名 :

発行責任者職氏名 :

※公募要領や仕様書を参考に、以下の各項目について、できる限り具体的かつ簡潔に記載してください。
※行間は、適宜調整して作成してください。なお、本様式に記載しがたい項目がある場合はその旨記載し、別紙での提出も可とします。

(1) 事務局運営業務の内容

① 運営業務実施体制

本業務に従事する社員および運営スタッフ等の体制について、業務処理における人員配置や担当業務の内容、利用者からの申請が集中すると思われる時期の対応を含め、具体的に記載してください。

② システムの概要

・プラットフォームの構成方針

利便性が高く、想定するアクセス集中期の負荷に耐えられるプラットフォームとなるよう、その構成について説明してください。

・インターネット非対応者等への対応

スマートフォンを所持していない利用者等が電子クーポンを利用できる仕組みと、運用の流れを説明してください。

・情報セキュリティ対策

利用者情報・加盟店情報・電子クーポン利用情報を安全に取り扱うための対策、アクセス権の管理方法、不正利用防止策など、セキュリティレベルを明確にしてください。

③ 加盟店募集・周知計画

申請受付開始までに加盟店をどのように募集するか、その方法および周知計画を示してください。

④ 利用者からの申請受付・審査・クーポンの発行

利用者からの申請から電子クーポンの発行まで、円滑に対応するための対応方針を示してください。

⑤ 運営スケジュール

契約締結から電子クーポン利用期限到来までの具体的なスケジュール案を示してください。

⑥ 広報の方法

電子クーポン発行対象者に対し漏れなく情報が行き届くような広報案を示してください。

⑦ 利用者及び加盟店等からの問合せ対応

利用者及び加盟店等からの問合せについて、円滑に対応するための対応方針を示してください。

⑧ その他

その他、事業の実施に際し、提案したい事項がある場合は記載してください。

（２）業務を実施するにあたっての貴法人の特色及び優位性

本業務を実施する上で、他の法人と比較した優位性があればご記入ください。

また、本事業に類する契約実績があれば記載してください。

（３）提案金額（消費税及び地方消費税相当額を含めた金額）

法人概要書

(ふりがな) 名称	()
所在地	(〒)
設立年月日	西暦 年 月 日
資本金	円
売上高	円 (年 月期実績)
税引前当期利益	円 (年 月期実績)
代表者	役職 氏名
従業員数	名 (うち、正規雇用者 名)
担当者氏名	
担当者連絡先	(〒) 住所 電話番号 : FAX : 電子メール :
理念 活動目的等	
事業内容	
事業の主な特色・ 実績等	

※各項目の幅は、適宜調整してください。なお、1枚以内に収めてください。

誓 約 書

令和 年 月 日

岐阜県知事 様

法 人 名 称

代表者職氏名

「岐阜県ぎふっこ育児サポート事業運営業務委託」のプロポーザルに参加するに当たり、下記の事項について真実に相違ありません。

記

- 1 プロポーザル参加の要件を満たしています。
- 2 提出した書類に虚偽又は不正はありません。

岐阜県子ども・女性部子育て支援課長 様

岐阜県ぎふっこ育児サポート事業運営業務委託
提案金額見積書

法 人 名 称 :
所 在 地 :
代表者職氏名 :

※企画提案書で提案した内容は、すべて本書に反映してください。
※行は実情に応じて追加・削除してください。
※列幅は実情に応じて調整してください。
※当該様式に沿ったものであれば、エクセル等を用いて作成しても構いません。

項 目	内 容	金 額 (円) ※税別	積 算 内 訳 ※単価×数量等、提案の内容に対応 した詳細な内訳を記載すること	備 考
	① 計			
	② 一般管理費 【①×10%以内】			
	③ 小 計 (①+②)			
	④ 消費税及び地方消費税		(小計) × 10 / 100	
	合計 (③+④)			

社会的課題への取組み

法人名称：

下表の「評価の要件」を確認し、該当するものにチェックを入れてください。
 ※各項目の左側（達成等）をチェックした場合は、それを証明する「添付書類」を添付してください。

項目	評価の要件
仕事と家庭の両立支援 (最大3点)	◆岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業の登録状況 ☐ 登録を受けている（1点） ☐ 登録を受けていない (添付書類) 登録証の写し ◆岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業の認定状況 ☐ 認定を受けている（3点） ☐ 認定を受けていない (添付書類) 認定証の写し ◆えるぼし認定 ☐ 認定を受けている ☐ 認定を受けていない (1段階目1点、2段階目2点、3段階目3点) (添付書類) 認定に関する基準適合一般事業主認定通知書の写し ◆プラチナえるぼし認定 ☐ 認定を受けている（3点） ☐ 認定を受けていない (添付書類) 認定通知書の写し ◆くるみん認定 ☐ 認定を受けている（1点） ☐ 認定を受けていない (添付書類) 認定に関する基準適合一般事業主認定通知書の写し ◆プラチナくるみん認定 ☐ 認定を受けている（2点） ☐ 認定を受けていない (添付書類) 認定に関する基準適合一般事業主認定通知書の写し ※複数の登録・認定に該当する場合は、最も得点区分が高い区分により加点を行うものとする。
障がい者雇用 (最大1点)	(1) 障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する障害者雇用状況の報告義務を有する事業者 ◆直近の6月1日現在の障がい者の法定雇用率の達成状況 ☐ 達成（1点） ☐ 未達成 (添付書類) 障害者雇用状況報告書の写し (2) 障害者雇用状況の報告義務がない事業者 ◆現時点での障がい者の雇用状況 ☐ 雇用している（1点） ☐ 雇用していない (添付書類) 以下のいずれか ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保険福祉手帳の写し（提出にあたっては、利用目的を明らかにしたうえで、本人の同意を得てください。） ・雇用保険被保険者資格取得時に公共職業安定所から交付される「雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届」（公共職業安定所において印字されたもの）の写し
若者の採用・育成 (最大1点)	◆ユースエール認定状況 ☐ 登録を受けている（1点） ☐ 登録を受けていない (添付書類) 認定に関する基準適合事業主認定通知書

岐阜県子ども・女性部子育て支援課長 様

公 募 要 領 等 に 関 す る 質 問 書

「岐阜県ぎふっこ育児サポート事業運営業務委託」プロポーザル公募要領等について、質問事項がありますので提出します。

法 人 名 称 :
所 在 地 :
担 当 者 名 :
電 話 :
F A X :
電子メール :

質問項目	(公募要領・仕様書の別 項目 ページ数等) ●
内容	●

(注意) 質問事項は、当様式 1 枚につき 1 問とし、簡潔に記載してください。

提出先 岐阜県子育て支援課
F A X 0 5 8 - 2 7 8 - 2 8 8 0
E-mail c11236@pref.gifu.lg.jp

**岐阜県ぎふっこ育児サポート事業運営業務委託
プロポーザル参加申込書**

岐阜県子ども・女性部子育て支援課長 様

(参 加 申 込 者)

法 人 名 称

所 在 地

代表者職氏名

連 絡 先 (発行責任者職氏名)

(担 当 者 氏 名)

(電 子 メ ー ル)

(F A X 番 号)

(電 話 番 号)

私は、「岐阜県ぎふっこ育児サポート事業運営業務委託」プロポーザル公募要領に基づき、
「岐阜県ぎふっこ育児サポート事業運営業務委託」プロポーザルに参加します。